

新監告示第4号

地方自治法第199条第2項の規定に基づく令和7年度行政監査を執行し、同条第14項の規定により、当該監査の結果における改善を求める事項に対する改善策について報告があったので、次のとおり公表する。

令和8年4月16日

新座市監査委員 松 本 四 郎



新座市監査委員 野 中 弥 生



令和7年度行政監査結果に対する改善策

1 監査対象機関

制度主管課（政策課）及び施設所管課（環境課、こども支援課、保育課、長寿はつらつ課、交通政策課、みどりと公園課、生涯学習スポーツ課、中央公民館及び中央図書館）

2 改善策の内容

報告書頁	監査結果	改善策
p.4~5	<p>1 制度主管課からの報告</p> <p>①経理の適正性や会計帳簿の作成・管理の確認方法に関する指針の作成について今後検討を図られたい。また、継続的な指導を実施されたい。</p>	<p>①②④経理の適正性の確認方法に関する指針の作成については、施設所管課へのヒアリング等を行い、検討を図ってまいります。</p>
p.8	<p>②収支報告書と事業計画書との比較のみではなく、総勘定元帳などの他の経理書類による照合確認について、施設所管課に求めることを検討されたい。</p>	<p>また、施設所管課に対する指導につきましては、令和8年2月27日付けで、改めて基本協定書に記載されている事項の遵守について、通知を行いました。</p>
p.11	<p>③指定管理者の経営状態を定期的に確認する仕組みの創設を検討されたい。</p>	<p>③指定管理者の経営状態を定期的に確認する仕組みの創設については、他の自治体での実施状況等について調査・研究してまいります。</p>
p.12	<p>④文書管理体制の重要性について早急に施設所管課への指導を実施されたい。</p>	
p.17	<p>⑤物価高騰対策を運用される</p>	<p>⑤指定管理者制度における物</p>

<p>p. 12</p>	<p>ことを期待する。</p> <p>2 施設所管課からの報告</p> <p>(1) 文書管理体制について</p> <p>指定管理者制度においては、指定管理者の変更時に文書の移動が伴うため、行政サービスの継続性を維持するためにも過去の文書を適切に保存していくことが特に重要である。施設所管課はこの結果を重く受け止め、管理体制を改めるとと</p>	<p>価高騰対策につきましては、令和8年1月30日実施の政策推進本部において、スライド制度の導入を決定したところです。</p> <p>今回導入したスライド制度は指定期間中の人件費及び人件費以外の費用について、賃金や物価等の水準を測る指標を基に算出した変動率を用いて、年度ごとに算出する変動額に応じて、指定期間2年目以降の指定管理料の調整を行うもので、令和9年度から新たに指定期間が開始する施設から順次導入してまいります。</p> <p>令和8年3月26日及び27日に該当所管課に対しスライド制度についての説明会を実施します。なお、その際に、上記の①～④についてのヒアリング及び指導も併せて行う予定です。</p> <p>(令和8年3月11日時点)</p> <p>施設所管課 (A)</p> <p>文書管理体制を整えていなかったことから、指定管理者と改善に向け、文書管理規程を作成することで内容の調整を開始しました。</p> <p>(令和8年3月12日時点)</p> <p>施設所管課 (B)</p>
--------------	--	--

<p>p.15</p>	<p>もに、制度主管課においても、改めて文書管理体制の重要性について早急に施設所管課への指導を実施されたい。</p> <p>(2) 安全点検に関するマニュアルの確認・施設の点検について</p> <p>施設所管課においては、基本協定書の内容を遵守し、監督体制をより強化されたい。また、全ての指定管理者に対し緊急時対策や防犯・防災対策等施設の管理業務に必要な規程の提出を促すとともに、その内容の精査を行うことで、安全管理に関する意識の向上を図られたい。</p>	<p>文書管理基準の内容が適正であることを確認しました。</p> <p>文書を廃棄する際に、目録を市に提出するよう指導しました。</p> <p>(令和8年3月10日時点)</p> <p>施設所管課（B）</p> <p>マニュアルを取り寄せ、内容が適切であることを確認しました。</p> <p>(令和8年3月10日時点)</p>
-------------	--	---